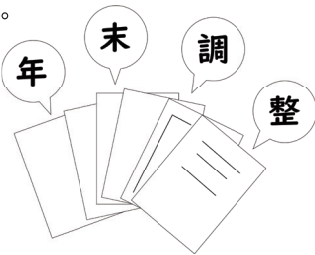


事業者の方へ

### 年末調整関係書類を配布中

**問** 市民税課市民税係  
 年末調整は、給与所得者の年税額を確定し、毎月の給料等から源泉徴収した税額との過不足を精算する重要な手続きです。給与支払報告書・総括表などの年末調整に関する書類を11月18日まで市役所1階ロビーにて配布していますので、必要な事業所の方はお越しください。



### ゆめうめちゃんナンバープレート無料交付

**問** 市民税課庶務係

市公式キャラクター「ゆめうめちゃん」の原動機付自転車ナンバープレートを無料で交付しています。

**交付対象者** 市内を定置場とする原動機付自転車の所有者

**対象車種** ①第1種（白色・総排気量50cc以下）②第2種の乙（黄色・総排気量50cc超90cc以下）③第2種の甲（桃色・総排気量90cc超125cc以下）

**交付場所** 市民税課（市役所1階）

**申請に必要なもの**

▷市で登録したナンバープレートを交換する場合…ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の本人確認ができるもの

▷新規登録または名義変更の場合…手続前にお問い合わせください。

※いずれもナンバーの指定は不可



令和4年に国民年金保険料を納めた方へ

### 社会保険料控除証明書を送付します



**問** ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004、青梅年金事務所30-3410

令和4年に国民年金保険料を納めた方には日本年金機構から「社会保険料控除証明書」が送付されます。

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となりますのでご利用ください。

**送付時期** 令和4年1月1日～9月30日納付の方…11月上旬まで、令和4年10月1日～12月31日納付の方…令和5年2月上旬

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

### 土地の現況調査にご協力を

**問** 資産税課土地係

固定資産税は、毎年1月1日の土地利用状況により決定されます。

令和5年度の固定資産税課税評価のため、土地の現況調査を行います。

固定資産評価補助員証等を携帯した職員が私有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



共同住宅や駐車場を所有している方へ

### 償却申告忘れていませんか

**問** 資産税課家屋係



共同住宅や駐車場等の賃貸用物件に用いる償却資産（土地・家屋以外）は、固定資産税の課税対象となり、所有者の方に申告が義務付けられています。

**申告対象** 下表のとおりです

**申告方法** 資産税課（市役所1階）で配布する「固定資産税（償却資産）申告の手引き」または市ホームページを参照し、償却資産申告書に必要な事項を記入のうえ、資産税課へ（郵送も可）

資産の種類	主な資産
構築物	駐車場などに施工している各舗装、ブロック塀、フェンス ほか
電気設備	外灯、太陽光発電システム ほか
器具・備品	ルームエアコン、設置型宅配ボックス ほか

### 新築・増築の調査に伺います

**問** 資産税課家屋係

この調査は、令和5年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するための調査で、4年中に新築・増築された、すべての家屋が対象となります。

建築確認を申請していない小規模な増築、物置やサンルームの設置なども、課税の対象となる場合がありますので、ご連絡ください。

建築確認を申請している場合は、後日、市から調査をお願いしますので、連絡する必要はありません。

**家屋を取り壊したら**

家屋（住宅、店舗、工場、車庫、物置等）の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号（不明な場合は、所在地番、種類、構造、床面積等）をご連絡ください。

健康・福祉

### おうめ生活サポーター養成研修 ～小さな手助け、大きな生きがい～

市では、元気な方が高齢者を支える側となり、掃除や洗濯、買い物などの家事支援を行うサービスを実施しています。

このサービスの担い手を養成するための研修を実施します。

**日時** 12月5日（月）、12日（月） 午前9時～午後4時

**会場** 市役所2階204～206会議室

**対象** 研修修了後に青梅市社会福祉協議会または青梅市シルバー人材センターに登録し、市内で活動（報酬あり）できる40歳以上の健康な市民

**内容** 介護保険制度の概要、家事支援技術、緊急時の対応などに関する講義

**定員** 先着50人（予約制）

**申し込み** 30日までに電話または直接高齢者支援課包括支援係（市役所1階）へ

### 認知症のチェックを してみませんか



**問** 高齢者支援課包括支援係

認知症は早期発見、早期対応が肝心です。認知症手前の軽度認知障害の状態からであれば、回復も期待できます。

気軽に現在の状態を確認してみませんか。市ホームページからも利用できます。

### 寄りませんか「うめカフェ」

認知症疾患のあるご本人や家族、認知症に関心のある方が集い、日頃の悩みや、認知症の関連情報を共有する場です。（薬剤師のミニ講義あり）

**日時** 11月8日（火） 午後1時30分～3時

**会場** 市役所2階喫茶コーナー「カフェだんだん」

**費用** 250円（飲み物代）

**申し込み** 7日までに電話で高齢者支援課包括支援係へ

スマートフォン貸出事業あり

### 高齢者スマートフォン体験会

**問** 市高齢者支援課地域支援係

**日時** 11月25日（金） ①午前10時～午後1時②午後2時～5時

**会場** 福祉センター第5集会室

**対象** スマートフォンを利用していない、または通話等の基本機能のみを利用している60歳以上の都民

**内容** スマートフォンの基本操作等

**定員** 各回10人（抽選）

**申し込み** 15日までに次のいずれかの方法でスマートフォン普及啓発事業事務局へ

▷電話☎03-6845-7883（祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時）

▷ファックス☎03-6684-6327

※ファックスの場合、希望の日時・会場、氏名、年代、性別、電話番号、お住まいの市区町村、スマートフォン所有の有無、スマートフォン試用希望の有無を記載して送信